

業 務 委 託 契 約 書

株式会社SD TRADE JAPAN（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託業務の内容）

甲は、甲が主催する物販販売スクール（以下、「本件セミナー」という。）の開催に関する業務のうち、下記の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

記

- 一 甲が主催するセミナースクールの運営・管理
- 二 本件セミナーにおける講師業
- 三 前号記載の業務に付随する一切の業務

第2条（情報の管理）

甲は本件セミナー開催により得た顧客の氏名、住所、職業、その他顧客に関する一切の情報（以下「顧客情報」という。）を管理する。乙は甲の許可なく顧客情報を使用、利用することはできない。当該条項に違反し、乙が無断利用した場合には、第10条で定める賠償義務を負う。

第3条（収益の分配）

1. 甲は、本件セミナー開催の売上から本件セミナー開催のために要した費用を控除した利益を受け取る。
2. 乙は、本件セミナー開催のために支出した費用がある場合には、甲に請求できる。かかる請求を受けた場合、甲は速やかに乙が指定する支払方法で支払うことを約する。

第4条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるとき、当該求めに応じ、甲に対して本件業務に関する報告を行わなければならない。

第5条（秘密保持）

乙は顧客情報を、本契約期間中はもちろん、本契約終了後も第三者へ開示・漏洩してはならず、かつ、本契約の目的以外に使用してはならないものとする。

第6条（経営情報の使用許可）

- 1 甲は、乙が本件契約で定める業務を履行し、本件セミナーが終了した場合には、乙が甲の業務を通じて取得した甲が保有するノウハウ（以下「経営情報」という。）の無償使用を許可する。また、乙においてセミナー及びコンサルタント行為を行う事も同様とする。
- 2 乙は、前項の定めにより取得した経営情報を適切に使用しなければならず、殊更に甲に不利益となるような態様での使用をしてはならない。
- 3 前項の定めに関わらず、乙が不適切な情報の使用を行う場合には、甲は経営情報の許可を撤回することができる。

第7条（禁止行為）

甲及び乙は、本契約もしくはこれに付随して締結する契約に基づき相手方に対して有する債権又は債務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は、その他の処分をしてはならない。

第8条（契約内容の変更）

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき甲乙協議の上、事前に甲乙双方記名捺印した書面によって行うものとする。

第9条（契約の解除）

甲及び乙の一方は、相手方が以下に掲げる各号のいずれかに該当したときは、相手方に対する書面による通知により、直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

記

- 一 手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき
- 二 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てがあったとき
- 三 破産、民事再生、会社更生の手續の申立てがあったとき
- 四 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき
- 五 契約に基づく義務に関して故意もしくは重大な過失による不履行又は背信行為があったとき
- 六 その他、本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に履行がないとき

第10条（損害賠償）

甲又は乙の一方が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、当該違反者は、甲が開催するセミナーの売上から経費を控除した利益予定額を賠償すべき義務を負う。

第11条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が発生した際には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（誠実義務）

本契約に記載のない事項又は本契約の各条項に疑義が生じた場合、甲乙協議の上、誠実に定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上それぞれその1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

1. 所 在
名 称
代表者氏名

2. 住 所
氏 名